

# 市役所からの お知らせ



\*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/



**社会福祉法人が提供する介護サービス利用料を軽減**

市に申し出があった社会福祉法人が提供する、在宅と施設の介護サービスの利用料を軽減します。

## 認知症サポーター 養成講座



認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、症状がある本人やその家族を温かく見守り応援する人のことを言います。普段の生活で、気になるかたを見守り、声をかけることも認知症サポーターの活動の一つです。

希望の団体・グループに出前講座を行いますので、ぜひご活用ください。受講したかたに、サポーターの証として、オレンジ色のリング(右の写真)をお渡しします。

**出前講座**(会場(依頼側で準備)に講師が伺い、認知症の基礎知識や接し方などを話します(90分程度)。無料。5人以上(町内会、学校、サークル、企業など)でお申し込みを  
● **申し込み** 開催希望日の1か月前前までに、長寿福祉課☎(866)8760か、最寄りの地域包括支援センター

申請により交付する「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」を法人に提示してください。

現在お持ちの「確認証」は6月30日(日)で期限が切れますので、再度申請が必要です。

**対象者1** 次の6項目すべてを満たすかたで、収入や世帯状況などから、生計が困難であると認められた

● 世帯全員が市民税非課税  
● 年間収入が、単身世帯で150万円(世帯員が1人増えることに50万円を加算)以下  
● 預貯金などの額が、単身世帯で350万円(世帯員が1人増えることに100万円を加算)以下

● 日常生活に使っている資産以外に活用できる資産がない  
● 負担能力がある親族などに扶養されていない

● 介護保険料を滞納していない  
**対象サービス**

**〔在宅〕** ①訪問介護(ホームヘルパー)、②通所介護(デイサービス)、③短期入所生活介護(ショートステイ)、④夜間対応型訪問介護、⑤認知症対応型通所介護、⑥小規模多機能型居宅介護

\*④以外は、介護予防サービスを含む。  
**〔施設〕** 特別養護老人ホーム

**軽減割合**：右の対象サービスすべての利用者負担額の25%(老齢福祉年金受給者は50%)

**対象者2** 生活保護の受給者  
**対象サービスと軽減割合**  
短期入所生活介護(在宅)と特別養護老人ホーム(施設)の居住費(滞在費)の全額

**申請方法**▶介護保険課(市役所福祉棟2階)にある申請書と課税状況の調査への同意書、収入状況等申告書に必要事項を書いて、医療保険証、収入・資産・預貯金や扶養状況を確認できる書類などと一緒と同課へ提出を。同意書には世帯全員の同意と押印が必要です

● **問い合わせ** 介護保険課企画・給付担当☎(866)2069

**介護保険施設の  
居住費と食費(短期入所含む)を軽減します**

施設サービスなどを利用する場合の居住費(滞在費)や食費には所得状況に応じた自己負担の上限があります。申請により交付する「介護保険負担限度額認定証」を利用施設に提示すると、下表のとおり自己負担額が軽減されます。

現在お持ちの「認定証」は6月30日(日)で期限が切れますので、再度申請が必要です。

**次の施設で受けるサービスが対象**  
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短

期入所生活介護施設(介護予防サービスも)、短期入所療養介護施設(介護予防サービスも)  
\*グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所などは対象外です。

**申請方法**▶介護保険課(市役所福祉棟2階)、河辺・雄和の各地域サービスセンターの窓口にある申請書を提出してください。申請書は市ホームページから入手できるほか、電子申請もできます。受付開始は6月1日(土)から

● **問い合わせ** 介護保険課認定担当☎(866)2407

### 対象者と居住費・食費の負担限度額

利用者負担の段階	居住費の上限額(月額)			食費の上限額(月額)
	ユニット型個室	ユニット型個室、従来型個室	多床室	
① 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 生活保護受給者	820円	490円 (320円)	0円	300円
② 課税年金収入と他の所得の合計が年間80万円以下のかたで、世帯全員が市民税非課税	820円	490円 (420円)	320円	390円
③ 世帯全員が市民税非課税で、上記の①②に該当しないかた	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
④ 上記以外のかた	施設が定める額(軽減なし。認定証の交付なし)			

\* ( )内は特別養護老人ホームや短期入所生活介護施設の従来型個室の額。

## 国保加入の40歳以上 特定健康診査

後期高齢者医療制度  
健康診査

# 6月から始まります

いつまでも健やかな生活を送るために、健康診査を受けて自分の健康状態を把握しましょう。

次の対象者に、5月下旬に受診券と受診方法や健診の実施医療機関(133か所)を記載した冊子をお送りしますのでよく読んで受診してください。いずれも受診無料です。

**対象**  
**特定健康診査**：秋田市国民健康保険に加入していて、来年3月31日時点で40歳以上のかた  
**健康診査**：後期高齢者医療制度に加入しているかた

**実施期間**▼6月1日(土)～来年3月末  
**必要なもの**▼受診券(裏面の質問事項は事前に記入する)と各保険証  
**健診内容**▼基本項目(血糖、脂質、肝機能検査)と、医師の判断で、貧血・心電図・眼底検査が受けられます  
 \*予約が必要な医療機関もあります。受診券と同封する冊子をご覧ください。  
**問▼特定健診課** ☎(0)66(0)89003



「特定健康診査」「健康診査」は、雄和・河辺地域の集団健診会場、日曜健診会場でも受けられます。  
 また、各会場では同時にがん検診を受診できます。  
 がん検診の内容は、広報あきた5月30日号14ページか、今号と同時に配布した「秋田市の健診ガイド」をご覧ください。がん検診について詳しくは、保健予防課へお問い合わせください。 ☎(0)88(0)1-176

### 日曜健診会場(月1回)

受付時間▼午前8時～10時

**実施日**▼6月2日(日)、7月7日(日)、8月4日(日)、9月1日(日)、10月6日(日)、11月10日(日)、12月1日(日)、1月19日(日)、2月2日(日)、3月22日(日)

**会場**▼秋田県総合保健事業団中央健診センター(川尻町字大川反233-186内、赤十字血液センターとなり)

**同時受診できるがん検診**▼胃がん(定員あり)・胸部・大腸がん・前立腺がん検診

がん検診希望のかたは、必ず特定健診・健康診査と一緒に受診してください。がん検診のみの受診はできません

\*大腸がん検診は、事前に検査容器に採便し、受診日当日に提出してください。容器は次の窓口で配布しています。

・窓口▼国保年金課、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、保健予防課、にぎわい交流館(中通)

### 雄和・河辺地域の集団健診会場

受付時間▼午前8時～10時

\*子宮頸がん・乳がん検診は正午から午後1時。

同時受診できるがん検診

実施日	会場	大腸 前立腺 胸部	胃	子宮頸 乳
6月4日(火)	雄和南体育館	○	○	○
6月5日(水)	雄和南体育館	○	○	○
6月6日(木)	雄和南体育館	○	○	○
6月7日(金)	雄和体育館	○	○	○
6月10日(月)	雄和体育館	○	○	○
6月11日(火)	雄和体育館	○	○	○
7月1日(月)	河辺総合福祉交流センター	○	○	○
7月2日(火)	河辺総合福祉交流センター	○	○	○
7月3日(水)	河辺総合福祉交流センター	○	○	○
7月4日(木)	河辺総合福祉交流センター	○	○	○
7月5日(金)	岩見三内地区コミセン	○	○	○

\*対象者であれば、どなたでも受診できます。

\*乳がん検診は、保健予防課へ事前予約が必要です。定員40人。

\*大腸がん検診は、事前に検査容器に採便し、受診日当日に提出してください。容器は上記の窓口で配布しています。

## 不法投棄をなくそう!



5月30日(こみゼロの日)から

6月5日(環境の日)までの一週間は「全国こみ不法投棄監視ウィーク」

期間中、不法投棄防止の啓発やパトロールの強化などを実施します。美しい環境を保つためにも、一人ひとりが不法投棄に目を光らせて、地域の環境に関心をもちましょう。不法投棄を見つけたら、廃棄物対策課へご連絡ください。

●問い合わせ 廃棄物対策課

☎(0)66(0)2076

## 岩手県野田村からの 廃棄物受け入れが終了

東日本大震災に伴う岩手県野田村の災害廃棄物(可燃系混合廃棄物)の市総合環境センターでの受け入れが3月で終了しました。これは、残りの可燃系廃棄物処理が、岩手県などの施設で完了するめどがとれたためです。

なお、市総合環境センターでの廃棄物処理に伴う放射性物質などの各種測定結果は、昨年9月からの実施以降、すべて問題のない数値でした。

●問い合わせ 環境都市推進課

☎(0)66(0)6632